

神奈川民医連医学部医学科学生奨学貸付金規程

(奨学金の名称)

第1条

この奨学金は、神奈川県民主医療機関連合会奨学金とします（以下奨学金と略す）。

(奨学金の趣旨目的)

第2条

この奨学金制度は、「民医連綱領」「総会方針」を学びながら、奨学生活動に参加しようとする医学生の勉学の要望に応え、経済的な援助や民主的成長の援助、後継者確保をおこなうことを目的にします。奨学生は「民医連綱領」の趣旨に基づき、国民の命と健康を守る医師となるため、医学・医療の勉学に励み、かつ民医連のおこなっている患者さんの立場に立った医療活動を学び、理解します。

(奨学生の対象)

第3条

現在、国内の大学医学部医学科に在学する方で、この奨学金の趣旨及び目的を理解し、健康にして勤勉な方を対象とします。また、現在、他からの奨学金を受給している方も貸与の対象となります。但し、申込み時、および当奨学金を貸与後、新たに他の奨学金を受給する場合にも必ず申し出なければなりません。

(奨学生の義務)

第4条

- 1) 神奈川民医連奨学生として勉学に励み、また、相応しい社会性を身に付けるよう努力します。
- 2) 民医連医療をより深く理解し、体験するため、経年的に民医連事業所で実習します。
- 3) 神奈川民医連が提示する計画に沿って、奨学生ミーティングやつどい等に参加し、医療のこと、社会のことを学びます。

(申請方法)

第5条

- 1) 奨学金を受けようとする者は所定の申請書に必要事項を記入し、神奈川民医連会長宛に提出します。また、事業所見学および神奈川民医連医師委員の面接を受ける必要があります。
- 2) この決定は神奈川民医連医師委員会で申請および面談内容をもとに起案し、神奈川民医連理事会でおこないます。

(貸与期間)

第6条

神奈川民医連理事会が承認した月より卒業までとしますが、神奈川民医連が申請書類を受け取った月

までを限度にさかのぼって支給します。但し、留年・休学期間中は貸与しません。また国外の大学における語学研修などの期間については対象外とします。

(貸与金額)

第 7 条

1 学年～6 学年 月額 80,000 円を貸与します。

(奨学生の返還)

第 8 条

次の各項に該当する場合は、それまでに貸与された奨学生の全額を返還します。

- 1) 卒業したとき。
- 2) 本人から辞退の申し出があったとき。
- 3) 退学するとき。
- 4) 2 年続けて進級もしくは卒業できないとき。
- 5) 第 4 条の「奨学生としての義務」に著しく反するとき。
- 6) その他、以上と同様な事由が生じたとき。
- 7) 第 10 条または第 11 条を満たさなくなったとき。

(奨学生返済方法)

第 9 条

- 1) 奨学生の支給が終了後一括返済または分割返済をおこなうものとします。分割返済の場合は貸与期間を上限として分割返済を認めますが、その場合は返済事由発生日を起算日として年率 2% の利息を加算した額を返済します。なお、返済が滞り、その額が 3 ヶ月分を超えた時には、期限の利益を喪失し、残金に年率 2% の遅延損害金を付して返済するものとします。返済方法については神奈川民医連理事会へ報告することとします。
- 2) 上記が不履行の場合、連帯保証人が連帯して弁済の責任を負うものとします。

(奨学生返済の免除)

第 10 条

- 1) 初期臨床研修終了後、3 ヶ月以内に神奈川民医連の事業所に勤務し、貸与期間を超えた場合には返済を免除します。勤務期間が、貸与期間に満たない場合には、神奈川民医連の事業所での勤務月数に応じて、月額貸与金額を減じた額を返済額とします。ただし、他県連から移籍してきた場合で月額の奨学生貸与額が神奈川民医連と異なる際は、返済免除について別途神奈川民医連医学部医学科奨学生貸付規定内規を定めるものとします。
- 2) 神奈川民医連の川崎協同病院または汐田総合病院で初期研修 2 年間を終了したのち、専攻医（トランジショナルイヤー研修含む）として、1 年以上神奈川民医連の事業所で勤務した場合には、初期研修期間の 2 年間も勤務期間として加算して返済を免除します。また、神奈川民医連の専門研修プロ

グラムのなかで、外部研修をおこなった期間も返済免除期間として認めます。

- 3) 神奈川民医連の川崎協同病院または汐田総合病院で初期臨床研修 2 年間を終了したのち、第 11 条
 - 2) に定める奨学金返済猶予中に常勤として神奈川民医連の事業所で 1 年以上勤務した場合、初期臨床研修期間の 2 年間を加算して免除します。
- 4) 外部研修期間、介護休暇、病欠、休職、産休・育休により通常の勤務ができなかった期間については勤務期間に含めないものとします。
- 5) 返済免除をする際は神奈川民医連医師委員会で確認して、神奈川民医連理事会で承認を得ることとします。

(奨学金返済の猶予)

第 11 条

- 1) 前条により、返済の免除を希望する旨予め申請がある場合は、初期研修期間及び神奈川民医連内の勤務の期間中は返済を猶予します。猶予する場合は、神奈川民医連理事会が確認後、神奈川民医連および所属法人と本人の 3 者で確認書を締結します。
- 2) 専門医取得に必要な外部研修期間（サブスペシャリティ領域も含む）など、神奈川民医連理事会が相当な理由があると認めた場合は、臨床研修期間中の奨学金返済を猶予します。返済猶予申請は、1 年毎に臨床研修の報告(面接)をもってしなければなりません。
- 3) 万一、医師国家試験に不合格の場合、神奈川民医連で初期研修をおこなう旨約した場合には医師国家試験 2 回（2 年間）までの期間は奨学金返済を猶予します。

(特例措置)

第 12 条

本規程各条の適用において、例外措置が必要と認められる場合には、本規程の趣旨に沿って、神奈川民医連理事会が決定します。

(募集人員、申し込み方法)

第 13 条

- 1) 募集人数と申し込み 各学年数名 申込みは随時受け付けます。
- 2) 提出書類 奨学金申込書、在学証明書（または入学証明書）、直近の成績証明書（1 年生は除く）、健康診断書、誓約書（連帯保証人 1 名；父または母。保証人 1 名；生計を別にしている者）、連帯保証人の直近の源泉徴収票・所得証明書・確定申告の控のいずれか 1 部。本人写真 1 枚添付（正面半身像・6 ヶ月以内のもの）、作文 1 通：題は神奈川民医連の指定による（400 字詰め原稿用紙 2 枚程度）、連帯保証人の印鑑証明書。
- 3) 申込み先 横浜市神奈川区鶴屋町 3-35-1 第 2 米林ビル 5F 電話 045（320）6371
- 4) 面接 書類提出後、日時を決めて面接をおこないます。

(採否決定および支給)

第 14 条

事業所見学及び神奈川民医連医師委員による面接後、神奈川民医連理事会を経て決定し、本人に通知します。

(採用後の提出書類)

第 15 条

卒業まで毎年、前年の成績証明書を神奈川民医連に提出すること。

附則

(施行期日)

2004 年 1 月	神奈川民医連理事会一部改定
2012 年 12 月 6 日	神奈川民医連理事会改定
2013 年 5 月 2 日	神奈川民医連理事会改定
2015 年 2 月 5 日	神奈川民医連理事会改定
2018 年 12 月 6 日	神奈川民医連理事会改定
2019 年 6 月 6 日	神奈川民医連理事会改定
2024 年 4 月 11 日	神奈川民医連理事会改定
2024 年 10 月 10 日	神奈川民医連理事会改定
2025 年 9 月 11 日	神奈川民医連理事会改定
2025 年 11 月 13 日	神奈川民医連理事会改定

(経過措置)

2025 年 11 月 13 日改定の第 9 条は、2025 年 11 月 13 日現在、神奈川民医連の奨学生を貸与している奨学生および、同日以後奨学生貸与申請が承認された学生に適用する。